

「介護職員等特定処遇改善加算」による処遇改善 2020 年度実施

2019 年 10 月実施された「介護職員等特定処遇改善加算」は、経験・技能のある介護職員を重点に、他産業の平均賃金水準からの遅れを改善するためのものとして設けられた。この趣旨に基づき、わかばでは特定加算は常勤職員の賃金改善に活用する。

賃金改善の実施に当たって、経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A:経験・技能のある介護職員」「B:その他の介護職員」「C:介護職員以外の職員」に分けるとされているが、わかばでは、「A:経験・技能のある介護職員」の定義とグループわけを次の通りとする。

(1) 「A:経験・技能のある介護職員」①勤続 10 年以上(他法人の経験含む)の常勤の介護福祉士、②主任・副主任・リーダーの職務に従事する常勤の介護福祉士。

(2) 「B:その他の介護職員」 A以外の介護職員(常勤、非常勤)、B のなかで下記を設定する。

B-1 特定行為従事者認定を有する常勤の介護福祉士

B-2 介護福祉士資格を有する常勤の介護職員

B-3 介護福祉士資格を有しない常勤の介護職員

(3) 「C:介護職員以外の職員」 A.B.以外の職員 (常勤、非常勤)

設定されている配分のルールは、(1) A のうちで、「月額 8 万円以上又は年収 440 万円以上(役職者を除く全産業平均賃金)の賃金増」を各事業所で 1 人以上(或いは法人全体で各事業所 1 人以上に該当する人数、特養と併設ショートの場合は 1 事業所とみなせるので、虹の会は 2 名以上)の確保。(2) グループ (A B C) の平均賃金改善額 A は B の 2 倍以上、C は B の 1/2 以下。各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけても可。

特定加算 2020 年度は下記のとおりとする。

A グループ 常勤介護福祉士

1 人一律 168,000 円、役職者は+60,000 円、特定行為従事者は+30,000 円を加算して支給する。

B グループ 常勤介護福祉士・介護職員(常勤、非常勤)

介護福祉士有資格 1 人一律 144,000 円、特定行為従事者は+30,000 円を加算して支給する。

介護福祉士無資格 1 人一律 108,000 円 を支給する。

C グループ 賃金改善の対象とするのは生活相談員と管理栄養士

生活相談員に 168,000 円(A グループ介護福祉士同等)、管理栄養士に 126,000 円を支給する。

なお、欠勤・休職等がある場合は次の計算をする。

1. 期間中病休・休職・有休・退職等ある場合、月の実労働日数が 15 日を下回る場合はその月は対象外とし、その月の分は減額する(例:全 6 カ月に対し休職 1 カ月の場合 1/6 割合を減額)。

2. 特定行為従事者は県に登録し、勤務計画上位位置付けられた月を対象とし、対象外の月の分は月割りで減額する。

3. 特定加算は常勤職員対象とし、期間中常勤・非常勤両勤務形態がある場合は常勤職員期間を対象として計算する。

上記の金額を年度末に支給する(年度末 3 月在籍者)。加算金に増減が見込まれる場合は支給額を調整する。

以 上